

福祉学習会助成金交付要綱

(通則)

第1条 福祉学習会助成金（以下「助成金」という）は、予算の範囲内において小中学校に助成するものとする。

(助成の目的)

第2条 この助成金は、市内小中学校における福祉学習を通じ、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、児童生徒等を通じて家族および地域社会の福祉意識の啓発を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第3条 この助成金は、学校が行う福祉体験等による学習会や、学校と地域の多様な人々・団体が連携して行う社会福祉活動等を助成の対象とする。

(助成金額と対象経費)

第4条 助成金額は、学年及びクラス、クラブ活動、部活動等ごとに行う学習については、以下の通り助成を実施する。

- 2 1校あたりの助成金額は、原則年間2万円を限度とする。
- 3 対象経費は、諸謝金、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃貸料等とする。
- 4 予算額の上限に達した場合、年度内の助成を終了とする。

(申請手続)

第5条 助成金の申請は、事前に福祉学習会助成金申請書（別紙様式1）を越前市社会福祉協議会長に提出する。

(活動報告)

第6条 事業にかかる活動報告は、福祉学習会実施報告書兼助成金請求書（別紙様式2）を越前市社会福祉協議会長に提出する。

(支払い)

第7条 提出された報告書の内容が妥当と認められれば、速やかに支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。